# 要望番号87に関連

「小売事業者は代理店である電気工事店に確認すれば把握可能」という結論に至ったかと考えますが、実態としてはWeb申込であってもどの工事店が申し込みをしているかを小売事業者が把握できないケースが生じているため、各送配電事業者側のシステムで申込状況を確認できる機能を実装していただけないか。

# 【具体例】

- ●申込みにあたり図面等の現地情報が必要なため、電気工事店からの代理申込を実施するが、一般送配電事業者の提供するシステムでは自アカウントで申し込んだ分しか工事情報が表示されず、小売事業者のアカウントからは工事申込が入っているかどうかを把握できない。(関西電力、中国電力)
- ●電気工事店から小売事業者へ連絡を行わなくても、電気工事店は小売事業者コードさえわかれば代理申込できる。 申込後、小売事業者による承認等の手続きや機能はないため、小売事業者が知り得ないまま申込が完了してしまう。 (関西電力、中国電力、九州電力)

#### 【問題の認識】

- 電気工事店が小売事業者へ連絡なく実施した工事について、その有無を含め小売事業者は全く把握できない。
- 電気工事店が小売事業者の承認を得ずに申込を実施することを防ぐことができない。
- 上記によって、誤課金や誤供給リスクが高く存在する。
- 意図しない工事、供給等の問題が発生した後にならないと、小売事業者は無断申込を行った工事店を把握できない。

#### 【問題の頻度】

• 小売電気事業者は当該の工事申込の有無自体を把握できず、正確な影響は不明である。

# 【一般送配電事業者からの回答】

今回のご要望に至った根本的な要因は、電気工事店が小売電気事業者へ申込情報を連携していないことにあると考えます。電気工事店は、小売電気事業者からの委任を受け申し込んでいただいており、WEB申込みにあたっては、小売電気事業者の了解を得ることなどを、書面にて確約および同意いただいております。

ついては、<mark>都度、電気工事店を厳しく指導していけば今回のご要望に至った事例は発生しません</mark>ので、一般送配電事業者へ問題のある電気工事店を連絡いただければ、一般送配電事業者から指導いたします。また、把握された際には、小売電気事業者からも適官注意喚起いただきますようご協力よろしくお願いいたします。

利用登録の同意書や確約書に「申込みにあたっては小売電気事業者の了解を得て申込みいただく」を事項として記載し、その内容を承認いただいたうえでWEB申込みを利用いただいております。

また、例に挙げられた関西電力では、工事申込みの都度、「小売電気事業者と相互確認をおこなうこと」旨のアラートメッセージを表示して注意喚起を行うことで電気工事店に小売電気事業者と連携いただくよう対策を取っております。

### 【上記の回答を受けた、小売電気事業者のご要望】

分かる範囲で一般送配電および小売電気事業者双方で指導していく形を取るとしても、<mark>両者ともに問題のある電気工事店を特定できないケースが残ってしまう。</mark>事後でもよいので、一般送配電事業者の保有する工事申込情報を小売電気事業者に提供いただけないか。もしくは、代理申込の小売電気事業者による承認機能を追加いただけないか。

#### 【一般送配電事業者からの回答2】

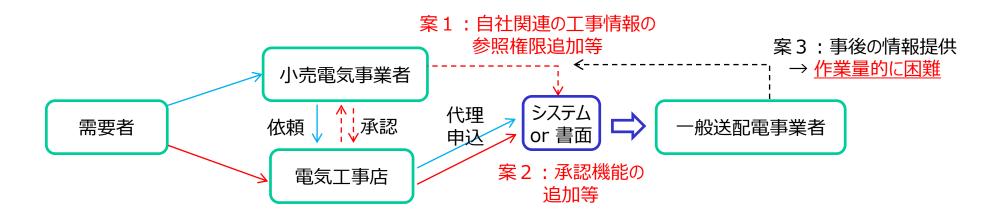
事後の情報提要は、小売・送配電の双方の作業量が多くなる課題があるとみられ、対応困難と思料します。都度小売電気事業者が承認する運用については、一部の一般送配電会社において既に実施済みですが、全ての一般送配電事業者にて運用を統一するのは、システム改修および運用変更を伴うことから、現時点で早急な対応は困難です。まずは、小売電気事業者に連絡を怠っている電気工事店について、分かる範囲で一般送配電および小売電気事業者双方で指導していく形を取るものと認識しております。現行の状況下で把握できる方法については、今後一般送配電事業者でも検討してまいりますので、小売電気事業者側でも連絡を怠った電気工事店を特定できればその旨ご連絡いただき、併せてご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

先の回答を受けて、起票者の小売電気事業者からは、以下の要望が出された。

現行の状況下では両者ともに問題のある電気工事店を特定できないケースが残る。事後の情報提供が困難で、各一般送配電事業者の運用統一が困難ならば、各一般送配電事業者にて以下いずれかの対応をお願いする。

- 案1:小売事業者が電気工事店による代理申込内容を参照できる仕組みをご用意いただけないか。 例)システム化しているエリアでは、小売事業者アカウントから自供給分の工事申込を把握可能にする。 または、一般送配電事業者から小売事業者供給分の工事有無を連携する。など
- 案 2 : 電気工事店が小売事業者の承認なしに代理申込を行えない仕組みをご用意いただけないか。 例) 電気工事店の代理申込においては、小売事業者記載の接続供給申込書の添付を必須とする。 一般送配電事業者の申込システムにおいて小売事業者の承認プロセスを追加する。など

また、問題解消に向けた暫定対策(運用対処)および、恒久対策(システム改修)とその実現時期に対する検討をお願いする。



# 各社の対応状況は、以下の通りとなっている

#### \*2017年9月21日現在の情報

SECON AT TE				回答者									
質問事項		回答項目			東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
低圧の新増設工事の申請方法	システムのみ	紙のみ	両方	紙のみ	紙のみ	紙のみ	両方	紙のみ	システムのみ	両方	システムのみ	両方	紙のみ
電気工事店が小売電気事業者の代理として申し込む場合は、 小売電気事業者に事前に了承を得ること電気工事店に確約している	はい	•	いいえ	はい	はい	いいえ	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
案 1 関連 代理申込の場合に小売電気事業者はその申込情報を参照できるか (参照できるシステム対応の有・無、参照スキームの有・無)	あり	•	なし	あり	なし	なし	あり	なし (注2)	なし	なし	あり	あり	なし
案 2 関連 代理申込における、小売電気事業者の承認プロセスの有無	あり	•	なし	あり	なし (注1)	なし (注1)	あり	なし	なし (注3)	なし (注4)	あり	なし	あり
電気工事店は小売電気事業者コードがわかれば 代理申込が可能な仕組みであるか	はい	•	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	はい	いいえ	いいえ	いいえ	はい	はい	いいえ
電気工事店は小売電気事業者名がわかれば 代理申込が可能な仕組みであるか	はい	•	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

注1:東北電力・東京電力:小売電気事業者からの申込のみ。

注2:北陸電力:希望する小売電気事業者に対し、個別に申込状況通知。

注3:関西電力:システムでの申込み時に都度「小売電気事業者情報に間違いはありませんか。また、お申込み内容について、

小売電気事業者と電気工事店間での相互確認は完了していますか。OK/キャンセル」旨のポップアップアラートを

表示する仕様。

注4:中国電力:申込み時に接続供給基本契約申込書を小売事業者名にて受領。

